令和2年度第1回地域安全まちづくり審議会部会 議事録概要

- 1 日時 令和2年7月1日(水) 15:00~17:00
- 2 場所 兵庫県立ひょうご女性交流館 会議室 501
- 3 出席者 委員:山下会長、坂本委員、瀬渡委員、水谷委員、道谷委員 県:松森県民生活部長、髙永県民生活局長、神足地域安全課長 ほか
- 4 内容

議事:クロスボウに対する規制について

(事務局)

資料1~6に基づき説明

(委員)

・ 青少年愛護条例で規制した数値(0.07kgf・m/cm²)はどこから出た基準か。

(事務局)

他県で使用されている数値で緊急指定をした。

(委員)

• 青少年愛護条例で規制した数値の根拠を調べておく必要がある。

(委員)

- ・ 名称について、一般的にはボーガンの方が広まっており、条例の名称は「クロスボウ(ボーガン)」とする方が県民にはわかりやすい。
- ・ 一般の県民である所有者を罰則の対象者にするのであれば、購入者が読んでわかる条文構成にし、規制対象の構成要件を明確にしておく必要がある。
- ・ 罰則について、所有者の届出義務が、条例施行前に購入している人までに なると遡及適用になり、刑事法では遡及適用はやってはいけないのが大原則。
- ・ 裁判で争われた時に最高裁で負ける可能性があり、裁判の対象となるよう な条例をつくるのはいかがなものか。別の手立てはないか。
- ・ 届出しないという不作為を罰しようとしており、不作為犯を罰する場合は より慎重に、条例の立て付けをしっかりしておかないといけない。

- ・ 届出をしなければいきなり罰則ではなく、2段階にして、届出するよう命令を行い、それに対する違反で罰則にするなど、何か工夫がいる。
- ・ 届出の義務違反で5万円以下の過料は厳しいのではないか。
- ・ 何のために届出させるのか、もう少し明確にしないといけないのではないか。県として情報を把握しておくだけに留めるのか、届出された者に対して、 それ以外のはたらきかけみたいなものを想定するのか、もう少し考えないといけない。
- ・ 単なる情報把握のための届出であるならば、あまり厳しい罰則はバランス を失するのではないか。

(委員)

- ・ 未成年の届出義務は本人か、保護者や接見者にするのか。
- 規制対象が青少年愛護条例と異なると混乱するのではないか。

(委員)

事件があった兵庫県から、はっきりと早く発信し、厳しい対応がいる。

(委員)

- ・ 銃刀法で規制されていないものを、条例で所持を規制するのは無理である。 持つことは仕方ない、持ち方である。法規制されていないものに、どのよう な効果的な条例の網の掛け方をするかである。
- ・ 違反で摘発された人が、条例がおかしいと裁判をされたときに、負けない 条例をしっかりつくっていくことが大事である。

(事務局)

千葉県及び兵庫県の動物の愛護及び管理に関する条例における遡及適用の事 例について説明

(委員)

・ 法令の中には、そのようなものもあるが、だからつくっていいかというの はまた別問題である。今まで、それが規定されていることが争われなかった だけで、今後、争いがあったときには、そこは論点となる。

(委員)

売る事業者にも大きな責任があるので、もう少し厳しくできないのか。

- ・ 販売者に関しても、所有者とのバランスをとり、何らかの罰則が必要では ないか。両方に網をかけることによって、ある程度の規制が実現できる。
- ・ 県外の事業所に対して、この条例を及ぼせるのか。本来、条例は県だけ、 いわゆる属地主義である。事業者に対する規制について、どのような規制を することが効果的なのか考える必要がある。
- インターネット販売事業者への規制は難しく、考える必要がある。

(委員)

- 事業者に身分確認、販売台帳の備え付け、その他を義務づけるのであれば、 それに対して罰則は当然あり得る。
- 事業者は兵庫県内の事業者に限られない。どこまで事業者に網を掛けられるかは難しい。
- 最近の身近なところでは、大阪府のヘイトスピーチの条例も、府外からの 発信で、被害者は住民としている規制である。

(事務局)

昭和 61 年の高松高裁判決の事例(徳島県の男性が香川県居住の女性に対し、 迷惑行為の電話をしたことについて、香川県の迷惑防止条例に基づいて、徳島 県の男性を罰金刑に処した)を説明

(委員)

- ・ これは、実行行為が徳島県で行われて、実行行為の結果が、香川県に及んでおり、一体化させて犯罪行為とみなしている。その理屈であればいい。
- ・ 県民が県外で買うことは属地主義から離れてしまう。大阪にある事業所に 兵庫県民が買いに行った時は、兵庫県から離れるので対象外となる。

(事務局)

大阪の事業所で兵庫県民がインターネットで購入した場合はどうか。

(委員)

・ ネット関連の犯罪では、今の判例の流れは、国外にサーバーを置いている ものは、その理屈で全部有罪になっている。実行行為と結果の及んだところ を全部一体化して犯罪行為と見なし、最高裁で有罪が確定している。

- ・ それは効果理論だろう。地域外の行為であるが、それによって地域内に直接かつ実質的な影響を及ぼしたというのが前提であり、その上で主観的に結果が生じることの認識があったという理論であったと思う。
- ・ 大阪のヘイトスピーチの条例もそのような議論をしていた記憶がある。ヘイトスピーチが外から情報発信されても、今のようなネット社会だと、大体は外からで、それとクロスボウを兵庫県の人に売ることを、並べて考えていいか。

(委員)

- ・ もともと所持が認められているので、この条例があったら宝塚の事件は防 げたかと言うと、それは防げない。所持は認められているし、届出すれば所 持できるので、事件そのものを防ぐことはできないかもしれないが、世間に これだけ危険な物だと発信することは、一定の安心に繋がる。
- ボーガンという弓と銃を合わせた和製英語になっているくらいの物なので、 本来、銃と同じぐらいのレベルで規制されるべきではないか。

(委員)

- 銃と同程度の危険なものとする根拠、説得性は難しい。
- ・ 青少年愛護条例との整合性から、明らかに危険性の高いものを対象にする、 あるいは、2段階の規制をするなど考えた方がいいが、数値基準、科学的根 拠づけが可能か考えなければならない。
- ・ 商品表示、情報提供も、盛り込むことを検討すべきではないか。届出対象 かどうかだけでなく、どれぐらいの威力か、購入者にわかりやすい商品表示 の明記、義務づけが必要ではないか。
- ・ 性能表記は外国の事例も含めてないか。

(事務局)

・ 一部の商品にはポンド、弓の引く力、単位で言うとLBSの表示がある。

(委員)

・ 青少年愛護条例のような規格がいいのか、単位のLBSに着目するのか、 定性的だけどわかりやすいもので、レベル1、レベル2のようなものにする のか。そのような商品企画表示と、条例の規制対象をどうするかを考えてお く必要がある。

- ・ 届出については、危険なものだけに義務づけして罰則を科すか、全部届出 してもらい罰則は危険なものだけに科すか、どちらかがいい。罰則は殺傷能 力のある危険なものだけにかけるべき。
- ・ 届出については、条例以前から持っていたものについても届出をしてもら うが、罰則については、条例適用後の所有の届出義務違反でないと無理では ないか。

(委員)

買い換える度に所有、廃棄の届出をしたら、愛好者には負担になる。

(委員)

- ・ 危険性がより高いものについては、それなりの義務を課す。持っている人の把握はしたいので、その中で殺傷能力のあるものだけに網をかけて、この届出の義務を明確にする。
- ・ 廃棄の届出は殺傷能力のあるものだけにしてはどうか。

(委員)

- 条例をつくる時には、所有者に対してしっかり広報、啓発をしなければならない。
- 県として、届出をどこまで徹底させるか。どこまでできるか。

(委員)

• 買った人が届出しなかったら、届出しなかった人に対して県はどのように するのか。

(事務局)

情報があれば、聞き取りをし、届出してもらうことになる。

(委員)

・ 事件があれば地域には情報が来る。住民の目は防犯カメラと同じで、とて も大事である。

(委員)

・ 事務局で今日の意見をしっかり整理して、次回、方向性等、議論していき たい。